

仕事中的おケガ

- ・ 当院は、労災指定医療機関です。
- ・ 労働者によるお仕事中的おケガは、労災扱いになり健康保険は使用できません。
- ・ フリーランス・個人事業主(特別加入者を除く)・法人の代表取締役等は労災の適用外になり、国民健康保険加入者は保険適用、それ以外の方は全額自己負担となります。
- ・ 労災の治療費については、一旦 預り金 10,000 円をいただき、指定の書類をご持参されましたらご返金となります。
- ・ その後の治療費については、窓口負担はございません。
- ・ 労災保険を受ける方は、以下該当する書類に必要事項をご記入の上、受付までお持ちください。

※ 受診前に以下書類をご提示いただけた場合は、初回より窓口負担はございませんので、書類を用意してご来院いただくとスムーズです。

[受傷後、当院が初めての医療機関の場合]

- ① 業務災害：「療養の給付請求書」(様式第 5 号)
- ② 通勤災害：(様式第 16 号の 3)

[他の医療機関から転院の場合]

- ① 業務災害：「療養の給付を受ける指定病院等(変更届)」(様式第 6 号)
- ② 通勤災害：(様式第 16 号の 4)

